

(別紙1)

# 勤労者融資制度資金 借入申込書

受 付	年月日	
	番 号	
貸 付	年月日	
	番 号	

陸別町勤労者融資制度協会長 殿

下記のとおり申し込みます。

会 長	専務理事	事務局長	事務局

申込金額	円
------	---

融 資 種 類					償 還 方 法				
	回数	年 月 日	金 額	収入済整理					
(ふりがな) 氏 名	年 月 日 生				1	・	・		
住 所	電話番号				2	・	・		
本 籍 地					3	・	・		
居住月日	年 月 日				4	・	・		
勤 務 先	電話番号				5	・	・		
職 名	就職年月日				6	・	・		
収 入	本人の収入月額	円			7	・	・		
	家族の収入月額	円			8	・	・		
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名	年 齢	職 業	9	・	・		
					10	・	・		
					11	・	・		
					12	・	・		
					13	・	・		
連帯保証人					14	・	・		
(ふりがな) 氏 名	年 月 日 生				15	・	・		
住 所	電話番号				16	・	・		
本 籍 地					17	・	・		
職 業					18	・	・		
申込人と の 関 係					19	・	・		
※添付 書類	未納のないことの証明書 連帯保証人の印鑑証明書	住 定 日 住 民 担 当	年 月 日	印	20	・	・		

## 特 約 条 項

---

1. 債務者(以下乙という。)は、次の各号の一に該当した場合においては、本協会(以下甲という。)からの通知催告等がなくても、当然に甲の請求によって本借入金債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。
  - (1) 支払の停止があったとき。
  - (2) 本借入金債務その他甲に対する債務の一つでも期限に弁済しなかったとき。
  - (3) 仮差押、差押もしくは競売の申請があったとき、または租税公課を滞納して督促を受けたときもしくは保全差押を受けたとき。
  - (4) 乙または連帯保証人(以下丙という。)が、本契約の一つにでも違反したとき。
  - (5) 本借入金に関する申込書の記載が事実と違っていることが発見されたとき。
  - (6) 本借入金を表記の資金用途以外に使用したとき。
  - (7) その他債権保全のため必要と認められるとき。
2. 乙は、本借入金債務の元金を最終期日に支払わないときは、延滞元金についてその延日数に応じて日歩3銭の割合による損害金を甲に支払うものとする。
3. 債務の弁済にあたり債務金額を消滅させるに足りないとき、甲が適当と認める順序方法により充当されても乙および丙は異議がない。
4. 丙は本借入金債務およびその債務から生ずるいっさいの債務について、この約定を承知のうえ極度額の範囲で、乙と連帯して債務履行の責めを負い、甲の都合によって保証人の追加をされても異議がない。
5. 丙が保証債務の一部を履行した場合、代位によって甲から取得した権利は、本借入金債務未済中は甲の同意がなければこれを行使してはならない。
6. 乙は、甲から保証人の追加の要求があったときは、遅滞なく必要な手続きをとるものとする。
7. 乙および丙は、その財産、その他について甲から報告を求められたときは直ちにこれに応じ、また調査に必要な便益を提供するものとする。
8. 乙および丙は、その住所の移転、勤め先の変更その他甲の債権保全上重要な事柄について変動があったときは、直ちに甲に報告するものとする。
9. 本契約に関し、甲において債権保全または実行のために要した費用は、すべて乙および丙が連帯して負担するものとする。
10. 債務の完済にあたり弁済者が数人ある場合は、最後に弁済したものに対して借用証書その他付属書類を交付するものとしても乙および丙は異議がない。

(別紙2)

200 円  
印 紙  
貼 付

勤労者融資  
制度資金

# 借用証書

貸付	番 号	
	年月日	

借用金額	
融資種類	
借用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
償還方法	勤労者融資制度資金借入申込書のとおり
利 率	融資金額の1.00%

上記のとおり正に借用し受領しました。については陸別町勤労者融資制度要綱を承知のうえ借受金の償還を相違なく実行します。

年 月 日

陸別町勤労者融資制度運用協会長 殿

借 受 人	住 所	陸別町字
	氏 名	Ⓜ
連帯保証人	住 所	陸別町字
	氏 名	Ⓜ
	極度額	円

(署名は必ず本人の自署とすること)

